

NEWS RELEASE

報道資料

2007年12月5日
(東証第一部 9650)
テクモ株式会社
TECMO
東京都千代田区九段北4-1-34
<http://www.tecmo.co.jp>

訴訟判決について

本日、弊社の執行役員（以下執行役員）が弊社の元社員（以下元社員）からセクハラ不法行為責任を問われ、弊社も使用者責任を問われた訴訟に対する東京地方裁判所の判決が下されましたので報告いたします。

判決では、弊社執行役員が元社員に対しセクハラを行った事実はないことが明らかになり、弊社に対する使用者責任の訴えも含め、元社員の本訴請求は棄却となりました。

また、元社員自らの進言により一部報道メディアが掲載した『セクハラを受けたと弊社に訴えたが、弊社がそれを認めず、元社員に不当な解雇通知を行った』旨の記事内容についても虚偽であることが、この判決により証明されました。

この一年間、株主の皆様をはじめお客様、お取引先様にご心配をおかけ致しましたことをあらためてお詫び申し上げますとともに、弊社をご支援頂きました皆様に深く御礼を申し上げます。

この件に関する報道関係の方々からのお問い合わせ

テクモ株式会社

経営管理部 向井 TEL. 03-3222-7645 FAX. 03-3222-7649